

登米市水道事業配水施設等維持管理業務委託 質問に対する回答

受付 番号	受理日	資料名	質問内容	回答日	回答
1	令和7年 5月30日	特記仕様書 第3条第2号①	『残留塩素計は甲が用意するものを使用』とありますが、この残留塩素計は巡視点検時に使用するポータブル型のものとの理解で宜しいでしょうか。 また、貸与される台数もご教示お願いします。	令和7年 6月6日	巡視点検及び特記仕様書別表3関連業務41の末端給水栓毎日検査業務での使用を想定します。 貸与する台数は、比色タイプが17台、デジタルタイプが9台です。
2	令和7年 5月30日	実施要領 4の(3)	『優先交渉権者となった応募グループは、本業務委託を履行するために、共同企業体又は会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として新たに特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しなければならない。ただし、本市が認めた場合は、既に存在しているSPCでの契約は妨げない。』とありますが、共同企業体かSPCのどちらを選択しても、評価に影響を及ぼさない（評価対象外）との理解で宜しいでしょうか。	令和7年 6月6日	お見込みのとおりです。
3	令和7年 5月30日	実施要領 4の(3)	『優先交渉権者となった応募グループは、本業務委託を履行するた	令和7年 6月6日	お見込みのとおりです。ただし、②のオに関しては、参加申込時点において

		めに、共同企業体又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として新たに特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しなければならない。ただし、本市が認めた場合は、既に存在している SPC での契約は妨げない。』とありますが、既に存在している SPC は、下記要件②ア～オをすべて満足させる必要があるとの理解で宜しいでしょうか。（※SPC を設立する場合と、既に存在している SPC をイコールフットィングにする必要があるため、質問させて戴きます。） ②SPC を設立する場合 ア 優先交渉権者となった応募グループを構成する全ての企業は、SPC に出資すること。 イ 代表者は、SPC に対し最大の出資を行う。 ウ 構成企業は、本業務委託の終了時まで SPC 株式を保有し続けることとし、事前に書面により発注者の承諾を得た場合を除き、譲	定款に定める事業目的が本業務委託の目的に合致していない場合であっても、契約時まで本業務委託に合致した事業目的となるよう定款変更を行うことを誓約することにより、当該要件を満たすこととします。
--	--	---	---

			渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行わない。 エ SPC の本店所在地は宮城県登米市内とする。 オ 定款に記載された事業目的が本業務委託の目的に合致している。		
4	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 4 の(3)の①	『共同企業体を設立する場合は、構成企業間で共同企業体協定書（様式第 1 号）を提出すること。』とありますが、共同企業体協定書（様式第 1 号）の提出は、優先交渉権者となった後に提出するとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
5	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 2 の(3)	『各業務の実施計画及び業務スケジュールの妥当性を評価する。また、業務内容を十分理解した提案内容になっているかを重視することとし、特に各施設を最適に運用するための提案及び保呂羽浄水場再構築事業における既設浄水場から新設浄水場への円滑な移行に係る協力体制について評価する。』とありますが、貴市に既設浄水場から新設浄水場への円滑な移行に	令和 7 年 6 月 6 日	開示を求められた仕様のうち、市が保有していない以下のものを除き開示することができますので、必要な場合は各自コピーを取ってください。なお、データでの提供は行いません。 ・新設浄水場の膜ろ過運転異常に係る警報一覧（軽故障・重故障双方）

			係る協力体制の提案をより効果的にさせて頂きたいため、新設浄水場に係る下記仕様の開示をお願いします。 ・新設浄水場の浄水処理フロー図 ・新設浄水場の排水処理フロー図 ・新設浄水場の薬品注入フロー図 ・新設浄水場の配置図（平面図・断面図・配管図） ・新設浄水場の 1 日あたり各薬品使用量 ・新設浄水場の膜ろ過に係る運転工程（ろ過時間、逆洗時間、排水時間） ・膜差圧上限値 （強制逆洗および薬品洗浄をする上での基準値） ・新設浄水場の膜に関する材質、孔径、モジュール数、エレメント数、単位膜エレメントあたりの膜面積 ・新設浄水場の膜ろ過運転異常に係る警報一覧（軽故障・重故障双方）		
6	令和 7 年	仕様書	『※ 11「費用増加」：原水の水	令和 7 年	お見込みのとおりです。

	5 月 30 日	別表 1	質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、特記仕様書別表 5 に規定する水質・水量の運転管理監視指標を満足できない場合に施設の改造等又は薬品等に係る「費用負担リスク」については、甲が負う。ただし、通水開始後の新設浄水場について、特記仕様書別表 5 の「原水水質引渡し条件及び浄水要求水質値、管理基準値」の原水引渡し条件で規定する数値の原水においては、乙が負担するものとし、それを超える範囲は甲が負担する。』とありますが、保呂羽浄水場再構築事業受託者が新設する機器類（膜や各種ポンプなど）の性能に起因し、特記仕様書別表 5 の「原水水質引渡し条件」に対し、「浄水要求水質値、管理基準値」を満たさない場合は、保呂羽浄水場再構築事業受託者が費用負担するべきと存じますが、その理解で宜しいでしょうか。	6 月 6 日	
7	令和 7 年	実施要領	『業務提案書に関わる図や写真を	令和 7 年	業務提案書に記載しているものを説明

	5 月 30 日	6 の(8)の④	用いた説明用パネル等の使用は可能とする。』とありますが、業務提案書に関わるとは、どの内容を示しますでしょうか。 また、説明用パネル等の使用有無は評価に影響を及ぼさない（評価対象外）との理解で宜しいでしょうか。	6 月 6 日	する内容のパネル等となります。評価についてはお見込みのとおりです。
8	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 3 条第 2 号③	ジャーテストについて、『適正な凝集剤の注入量を確認するため、甲と協議の上、定期的を実施するほか、水質変化時に必要な回数を実施すること。』とありますが、貴市所有のジャーテスターを使用させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
9	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(4)の②のキ	『総括責任者及び副総括責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）※各証明書（写し可）は、直近 3 か月以内のものとする』 とありますが、保険証はマイナンバーカードに紐付され、保険証自体がない従事者もいるため、書類としては会社が発行する在籍証明	令和 7 年 6 月 6 日	雇用関係が分かる書類であれば問題ありません。

			書（様式自由）で宜しいでしょうか。		
10	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 5 の(8)	配置する有資格者は、本業務専任の業務従事者（総括責任者、副総括責任者を含む）との理解で宜しいでしょうか。 ※他業務との兼任者は該当しない。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
11	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(8)の③	本業務委託に従事する予定である担当者とは、総括責任者又は副総括責任者及びその管理監督者との理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	本業務に従事する予定者であれば責任者等でなくとも構いません。
12	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 5 条	提案書に記載した総括責任者及び副総括責任者を本業務から交代させる場合は、同等以上の資格と経験を有した者を配置させるとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	提案書に記載した総括責任者及び副総括責任者を本業務から交代させる場合は、仕様書第 5 条及び第 6 条の規定に合致する者を新たに配置する必要があります。
13	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 5 条	副総括責任者は、総括責任者の補佐又は代理を務める者のため、他の業務を兼務することは出来ないとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
14	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 8 条	「業務履行上必要な有資格者」は本業務の専任従事者であり、他業務を兼務することは出来ないとの理解で宜しいでしょうか？	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

15	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 別表 1	施設工事・切替（DBM 事業）において、乙の責めによる運用トラブル以外のトラブルに関する乙のリスク分担が「△」となっていますが、DBM 事業は本業務とは別事業のため、「－」への見直しを願いますでしょうか。 また、リスク分担表全体に DBM 事業者を追記し、登米市(甲)、本業務受託者(乙)、DBM 事業者(丙)、3 者のリスク分担表をお示し下さい。	令和 7 年 6 月 6 日	乙の責めによる運用トラブル以外のトラブルに関する乙のリスク分担が「△」となっていますが、この場合、乙に帰責性がないことを証明することによりリスク分担が生じないことになるため、当該事項に関しては、乙のリスク分担を「△」とします。 また、リスク分担表のリスクの種類及びリスクの内容の全てが DBM 事業者に関係するものではないため、リスク分担表全体に DBM 事業者を追記した 3 社のリスク分担表は示しません。
16	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(8)の④	パソコンを用いたプレゼンテーションで、外部ディスプレイは発注者側で準備することになっておりますが、パソコンとディスプレイを接続するケーブル等の付属品も準備頂けるとの認識で宜しいでしょうか。 また、端子部の仕様についても併せてご教示下さい。	令和 7 年 5 月 30 日	発注者はパソコンと外部ディスプレイを接続するケーブルを準備します。なお、ケーブルの端子は HDMI です。
17	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 28 条第 2 項	『浄水施設等の設備が自動化、省力化により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合があれば、甲乙協議の上、業	令和 7 年 5 月 30 日	今回の保呂羽浄水場の再構築事業により、以下の項目が自動化されます。 ・急激な膜差圧上昇時の物理洗浄 ・排泥池から濃縮槽への排水並びに濃

			務形態を変更できる。』とありますが、保呂羽浄水場施設再構築で設備が自動化される項目をご教示下さい。		縮槽から排水池及び天日乾燥床への排水又は排泥
18	令和7年 5月30日	実施要領 5の(7) 6の(7)の①の イ	(7) 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業における浄水処理（排水処理を除く。）の浄水施設等管理運転業務の元請実績が急速ろ過方式、膜ろ過方式並びに緩速ろ過方式ともに3年以上の実績がある者 イ 業務実績 以下の浄水施設等管理運転業務（排水処理を除く。）の元請実績を提出すること。なお、共同企業体やSPCとして受託した場合は、元請実績として扱う。 ・日本国内における急速ろ過方式、膜ろ過方式、紫外線処理方式及び緩速ろ過方式の実績について記載すること。 との記載がありますが、参加資格要件の実績には紫外線処理方式の記載がありません。参加要件にも必要となりますでしょうか。	令和7年 6月6日	紫外線処理方式については、参加要件には含みません。

19	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(4)の②の キ	添付書類の中に、業務実績を証明 する書類（契約書の写し等）とあ りますが、契約書の写しは、発注 者、受注者、契約日、業務名称、 業務場所、契約期間、契約金額が わかる頁のみ提出で宜しいでしょ うか。	令和 7 年 6 月 6 日	業務実績を証明する書類として契約書 の写しを提出する場合は、受託業務 名、委託者、契約金額、履行期間及び 受注形態が記載されている部分を提出 してください。
20	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書	保呂羽浄水場再構築事業（DBM 事 業）に関して、運転及び保全の計 画立案の為、新設される設備につ いて設計諸元、仕様書、施工図面 等の開示をお願いします。	令和 7 年 6 月 6 日	必要な書類のうち市が保有しているも のに関しては貸出しを行いますので、 各自コピー等を取ってください。な お、データでの提供は行いません。
21	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(1)の①	HP 上の公表資料には、「カ 登米 市水道事業浄水施設等管理運転業 務委託公募型プロポーザル様式一 覧」が見当たりません。別途公表 されるのでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	「カ 登米市水道事業浄水施設等管理 運転業務委託公募型プロポーザル様式 一覧」については、HP 上の「関係様 式」となります。
22	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(1)の②	スケジュール表において、業務委 託準備期間は契約の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）とありますが、 貴市及び現受託者からの保呂 羽浄水場及び保呂羽浄水場他水道 施設の運転管理等業務の引継ぎ体 制についてご教示ください。	令和 7 年 6 月 6 日	引継ぎ体制については、契約候補者の 決定後、協議することとします。
23	令和 7 年	実施要領	本業務開始時に行う貴市または現	令和 7 年	お見込みのとおりです。

	5 月 30 日	6 の(1)の②	受託者からの引継ぎについて、保呂羽浄水場及び場外施設の安定運転に必要な情報は引き継がれるという理解でよろしいでしょうか。	6 月 6 日	
24	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(7)の①	ア会社概要及び財務状況を証明する書類は業務提案書の 100 頁に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、記載内容の根拠となる証明書類は業務提案書の添付資料として提出するとの理解でよろしいでしょうか。例) 財務諸表、直近 2 年間の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書等	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
25	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(7)の①	イ業務実績に「以下の浄水施設等管理運転業務の元請け実績を提出すること」とありますが、実績を証明する書類は業務提案書の 100 頁に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、記載内容の根拠となる書類は業務提案書の添付資料として提出するとの理解でよろしいでしょうか。例) 業務委託契約書、業務要求水準書等	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
26	令和 7 年	実施要領	キ業務実績を証明する書類（契約	令和 7 年	お見込みのとおりです。

	5 月 30 日	6 の(4)の②	書の写し等) についてですが、発注者と SPC 間で締結した契約書の他に、当該 SPC から浄水施設等管理運転業務を請け負っている内容がわかる資料も必要でしょうか。	6 月 6 日	
27	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(7)の②	「イ 業務提案書の表紙(様式第 8 号)の次頁に目次を付け、各頁に頁番号を付し、100 頁以内の資料構成とすること」とありますが、別表 1 の種目、項目、審査内容ごとの頁配分は事業者の裁量によるとの理解でよろしいでしょうか。また、「見積書及び積算内訳書は、業務提案書とは別に作成すること。」とありますが、見積書及び積算内訳書等は 100 頁以内には含まれないという理解でよろしいでしょうか	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
28	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(7)の③	「ア提案書の提出部数は 15 部とし、～。なお、会社名の特定に繋がる記載箇所について、判別できないよう黒塗りしたものでも可とする。」とありますが、会社名の特定に繋がる記載内容の判断は、応募者による判断で問題ないとの	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

			理解でよろしいでしょうか。		
29	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の (8) の ③	プレゼンテーションの出席者について、事前に役職及び氏名を電子メールで報告しますので、出席者が 4 名を超える場合はリモートで出席及び発言も認めていただけますでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	出席者は 4 名以内とし、リモートでの出席は認めません。
30	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の (8) の ④	「プレゼンテーションは、～。ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とありますが、説明資料として業務提案書の内容に関わる図であれば、説明用パネル等に使用するため新たに作成することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
31	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の (8) の ④	「プレゼンテーションは、参加資格者が提出した業務提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない」とありますが、追加の提案も認めないとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
32	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の (8) の ④	「パソコンを用いたプレゼンテーションを可能とする。ただし、～、外部ディスプレイは発注者が	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

			準備する。」とありますが、プレゼンテーション時に使用するプロジェクターやスクリーン、延長電源ケーブルなどの準備は貴市にてご準備いただけるとの理解でよろしいでしょうか。		
33	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 7 の(6)	「業務受託見積金額の配点を除く評価点の合計が 242 点（最低基準点数）以上の場合に契約候補者とする。」とありますが、242 点（最低基準点数）未満の場合は失格との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
34	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 9 の(2)	「予定価格の範囲内において」と記載されていますが、当該予定価格とは、実施要領 2 業務の概要に記載されている委託上限額をお示ししているとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
35	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 2 の(8)	「著しく安価な提案価格など提案の根拠性が認められないと判断された場合は、提案不十分として取り扱う場合がある」とありますが、提案不十分と判断された場合、失格となるとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	提案不十分と判断された場合でも失格となる訳ではなく、根拠性を認めるための追加の資料や説明を求め、これらの内容を精査し判断することとします。

			か。また、失格でない場合、具体的な評価の方法をご教示願います。		
36	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	「3. 業務実施計画」、「ア. 運転管理業務」、「④休日・夜間の自動運転監視業務と警報発生に対応体制はどうか」について、自動運転監視業務は仕様書上の運転管理業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、自動運転監視業務について詳細をご教示ください。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
37	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	全浄水場の施設能力の内、約 85% を占める浄水供給能力を保有する新設浄水場において、当該浄水水質は、住民サービスに対して多大な影響を及ぼすものと理解しております。よって、特記仕様書の別表 5 の 21 頁末尾に示されている※2 と※3 について、次頁に「浄水要求水質値の管理基準」を当然遵守できる根拠を業務提案書で求められるものと理解してよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	新設浄水場における要求水質値についてはこれを達成する運転を、管理基準値についてはこれを達成するような運転をそれぞれ求めることとし、業務提案書においては、これらの運転に関する具体的な提案を求めることとします。なお、新設浄水場に限らず、既設浄水場及び他の浄水場においても、特記仕様書別表 5 の保呂羽浄水場年間運転管理監視指標又は場外施設年間運転管理監視指標を達成するような運転を求めることとし、新設浄水場と同様に、運転に関する具体的な提案を求め

					ることとします。
38	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1 の 7	イ．業務実績浄水施設等管理運転業務の実績についてですが、実施要領 5．参加資格要件（7）に記載されている急速ろ過方式、膜ろ過方式並びに緩速ろ過及び審査基準別表 2【浄水施設等管理運転業務実績採点表】 1．採点区分 f の紫外線設備を含む、それぞれの実績を評価するとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
39	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	業務提案書を審査する場合、特記仕様書の別表 5 にある新設浄水場の管理基準値を遵守できる当該根拠が業務提案書で示されていない場合でも「C 評価の仕様書を満たしていない」で評価をされるのでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	新設浄水場において、特記仕様書別表 5 の管理基準値を達成するような運転に関する具体的な提案が示されない場合については、仕様書を満たしていないこととなり C 評価となります。なお、新設浄水場に限らず、既設浄水場及び他の浄水場においても、特記仕様書別表 5 の保呂羽浄水場年間運転管理監視指標又は場外施設年間管理監視指標を達成するような運転に関する具体的な提案が示されない場合についても、仕様書を満たしていないこととなり C 評価となります。
40	令和 7 年	審査基準	摘要欄に仕様書の条数が記載され	令和 7 年	審査基準別表 1 の摘要欄に仕様書や特

	5 月 30 日	別表 1	ている場合は評価の内容の「仕様書」、記載がない場合は「仕様書以外」にて評価をされるとの理解でよろしいでしょうか。	6 月 6 日	記仕様書の条数等が記載されている場合は、仕様書等の内容を満たしているか、又は工夫する姿勢があるかを評価し、摘要欄に記載がない場合は、仕様書や特記仕様書以外で評価することとなります。
41	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	「2 業務実施体制」「ウ 事務所の設置計画及び指揮命令系統」「③業務準備期間内の業務スケジュールはどうか」の業務準備期間とは、実施要領 4 頁 6 ②スケジュール表の業務委託準備期間を指すとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
42	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	「2 業務実施体制」「カ 業務履行困難時の対応」の業務履行困難時とは、契約解除または仕様書 11 頁別表 1 のリスク分担表 10 財務) 乙側の債務不履行(倒産等)が発生した時との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
43	令和 7 年 5 月 30 日	審査基準 別表 1	「2 業務実施体制」「キ 業務引継ぎ時の対応」の業務引継ぎ時とは、仕様書 35 条にある履行期間終了に伴う業務引継ぎ時との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

44	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 37 条第 2 項	リスク分担を図るため、甲及び乙は、保険対応可能な事項について保険加入を実施するとありますが、どのような保険加入が必要かご教授ください。また、SPC を設立する場合、SPC 又は構成企業のいずれかが保険に加入すれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	水道賠償責任保険、水道機械設備損害保険等を想定しています。なお、加入する保険により条件が異なると思われるので、加入主体も含め、各自の責任において適切なものを選択してください。
45	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 6 条第 1 項	「仕様書第 25 条に規定する浄水施設等の修繕・補修業務として、一件当たり 500,000 円（税抜）以下のもので、各年度合計 5,000,000 円（税抜）までは、乙の負担で実施すること。」とありますが、各年度合計 5,000,000 円を超えた場合、必要な修繕・補修について貴市への報告することで、速やかに対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	一件当たり 500,000 円（税抜）の施設等の修繕・補修業務に関しても、都度市と協議することとし、5,000,000 円を超えた場合の修繕・補修については、市と協議の上、対応を検討することとします。
46	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 9 条第 1 項	本項に記載の通信運搬費とは具体的にどのような費用となりますでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	本市で設置する電話、テレメータ設備、監視カメラ等の通信費などになります。
47	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 別表 5	別表 5 の 21 頁の保呂羽浄水場年間運転管理監視指標の末尾にある	令和 7 年 6 月 6 日	別表 5 の 21 頁の保呂羽浄水場年間運転管理監視指標の末尾にある※ 3 の下

			※3の下表とは、22頁の「原水水質引き渡し条件及び浄水要求水準値、管理基準値」を示し、新設浄水場の水質管理基準値を達成することが本業務の遵守事項（要求水準）との理解でよろしいでしょうか。		表は、22頁の「原水水質引き渡し条件及び浄水要求水準値、管理基準値」を示すものであり、新設浄水場においては、この管理基準値を達成するような運転を求めます。なお、既設浄水場及び他の浄水場においても、保呂羽浄水場年間運転管理監視指標又は場外施設年間運転管理監視指標を達成するような運転を求めます。
48	令和7年 5月30日		資料閲覧にて関連業務に関する仕様書がありました。本業務の仕様に関するものであり、見積金額に大きく影響する事項なので、仕様書とその業務の成果を確認する報告書のフォーマット等のデータをいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年 6月6日	関連業務に関する仕様書については、貸出しを行いますので、各自コピー等を取ってください。なお、報告書のフォーマットについては、市で定めた様式はありませんので、仕様書の内容を踏まえたものを適宜作成してください。
49	令和7年 5月30日		令和4年度6月付けで「登米市水道施設統廃合計画」が別途公表されていますが、本業務期間中に廃止する施設がすでに確定していましたら、提案内容にも関わるためご教示いただけますでしょうか。	令和7年 6月6日	現段階においては、本業務期間中に廃止が確定している施設はありません。
50	令和7年 5月30日		基本契約書（案）や管理運転業務委託契約書（案）が公表されてい	令和7年 6月6日	委託契約書については、HP（Home > 事業者の皆さまへ > 水道に関する様

			ませんが、今後公表されるかご教示ください。		式)に掲載しております。なお、基本契約書については、様式を定めておらず、公表の予定はありません。
51	令和7年 5月30日	審査基準 別表1	「2 業務実施体制」「ア 総括責任者及び業務従事者等の配置計画」「②業務従事者の労務管理（健康管理、ストレスチェック、メンタルヘルス、ハラスメント、満足度調査）・・・」の満足度調査とは、業務従事者に対する満足度調査との理解でよろしいでしょうか。	令和7年 6月6日	お見込みのとおりです。
52	令和7年 5月30日	仕様書 別表1	リスク分担表の「9 契約不履行」「指定水質検査方法によらない水質検査によるもの」「水質検査体制不備によるもの（水質検査設備保守管理不備、検査用薬品、消耗品の調達不備等）」「水質検査体制や水質検査方法不備による水質検査結果の信頼性低下によるもの」にある水質検査とは、特記仕様書第3条(2)①水質検査項目にある水質検査を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年 6月6日	お見込みのとおりです。
53	令和7年	仕様書	リスク分担表の「9 契約不履行」	令和7年	お見込みのとおりです。

	5 月 30 日	別表 1	「指定水質検査方法によらない水質検査によるもの」「水質検査体制不備によるもの（水質検査設備保守管理不備、検査用薬品、消耗品の調達不備等）」「水質検査体制や水質検査方法不備による水質検査結果の信頼性低下によるもの」にある水質検査とは、水道法第 20 条に定められている「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」に委託して行う水質検査は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	6 月 6 日	
54	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 別表 1	リスク分担表の「9 契約不履行」「水質検査体制不備によるもの（水質検査設備保守管理不備、検査用薬品、消耗品の調達不備等）」は「甲：一、乙：○」となっています。特記仕様書第 3 条(2)①「色度、濁度及び pH を測定する機器については水質分析室の分析機器を使用すること。また、残留塩素計は甲が用意するものを使用し、不足分があれば乙が準備すること」とあることから「甲：△、	令和 7 年 6 月 6 日	水質検査体制不備によるリスク分担については、市のリスク分担を「一」から「△」へ修正します。また、分析機器の試薬や消耗品については、市が準備します。

			乙：○」に修正いただくことは可能でしょうか。また、使用させていただく水質分析室にある分析機器の校正や試薬、消耗品等の調達は甲の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。		
55	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 2 条第 1 項第 6 号	委託業務対象にある(6)ポンプ場に記載されている「保手」は、特記別表 1 浄水施設等（配水池）施設概要にある保手配水池の増圧ポンプを指しているとの理解でよろしいでしょうか。別のポンプを指している場合、保手ポンプ場の施設概要について特記別表 1 の区分、項目の列に合わせてその内容をご教示ください。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
56	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 2 条第 1 項第 6 号	委託業務対象にある(6)ポンプ場の大萱沢は、特記別表 1 浄水施設等（ポンプ場）施設概要にある大萱沢浄水場にある給水ポンプを指しているとの理解でよろしいでしょうか。別のポンプを指している場合、大萱沢ポンプ場の施設概要について特記別表 1 の区分、項目の列に合わせてその内容をご教示	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

			ください。		
57	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 2 条第 1 項第 7 号	委託業務対象にある(7)その他の 大萱沢減圧槽の施設概要について、 特記別表 1 の区分、項目の列に 合わせてその内容をご教示ください。	令和 7 年 6 月 6 日	大萱沢減圧槽の施設概要については、 以下のとおりです。 所在地：津山町横山字大萱沢 78-7 構造：RC コンクリート 容量：41 m ³ 完成年月：平成 9 年 3 月 管理棟：なし 契約電力：なし 監視装置：なし 増圧ポンプ：なし 滅菌装置：なし 次亜液槽：なし 残塩計：なし 水位計：なし 流量計：なし 流入弁：水位調整弁（ボールタップ併 用） 緊急遮断弁：なし その他：なし
58	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(4)の②	エ) 業務実績書は企業要件を確認 する書類であり、業務提案書の配 点に影響しないとの理解でよろし いでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
59	令和 7 年	特記仕様書	5 廃止する施設については、甲乙	令和 7 年	お見込みのとおりです。

	5 月 30 日	第 2 条第 5 項	協議を行うものとする。とありますが登米市水道事業施設統廃合計画によるものと理解してよろしいですか。	6 月 6 日	
60	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 3 条第 1 号①	サ 運転管理マニュアルの作成及び更新 ・運転管理業務の監視及び操作に必要な現場従事者の運転レベルを保つため、運転管理マニュアルを作成し、甲に提出して了承を得ること。とありますが、既存浄水場のマニュアルについては既存のマニュアルを更新するという理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。なお、独自に作成しても構いません。
61	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 3 条第 2 号①	色度、濁度及び pH 値を測定する機器については、水質試験室の分析機器を使用すること。また、残留塩素計は甲が用意するものを使用し、不足分があれば乙が準備すること。とありますが、甲が所有している残塩計の個数をご教示ください。	令和 7 年 6 月 6 日	比色タイプの残留塩素計が 17 台、デジタルタイプ残留塩素計が 9 台です。
62	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 3 条第 2 号①	色度、濁度及び pH 値を測定する機器については、水質試験室の分析機器を使用すること。また、残	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

			留塩素計は甲が用意するものを使用し、不足分があれば乙が準備すること。とありますが、水質試験室の分析機器の精度管理や故障時の修理については、甲の所掌という認識でよろしいでしょうか。		
63	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 5 条第 2 項	関連業務において再委託をする場合は、地域経済の活性化を図るため、別表 4 の業務について市内業者を優先的に選定し発注すること。とありますが、別表 4①～⑧以外は、専門性を有する業務においては、市外業者の専門メーカーへの発注でも良いという理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
64	令和 7 年 5 月 30 日	特記仕様書 第 6 条第 2 項	乙は、修繕した情報を甲が保有する設備台帳システムへの入力を行うこと。とありますが乙が用意した、台帳システムの入力したデータを提供する事でもよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	甲が所有する設備台帳システムへ入力してもらうことを想定しています。
65	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 4 条第 3 項	乙は、浄水施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を甲の立会いの上確認し、浄水施設等の運転に精通するとともに、業務の履	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。

			行に当たっては、常に改善意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。とありますが、事業開始前に立会いの上確認するという理解でよろしいでしょうか。		
66	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 5 条第 2 号	契約書、仕様書、特記仕様書、管理図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。とありますが、甲の体制表についてはご提示していただけるという認識でよろしいでしょうか。	令和 7 年 5 月 30 日	お見込みのとおりです。
67	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 7 条第 1 項	乙は、業務開始までに従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任届を提出すること。とありますが、従事者選任届は、ご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	令和 7 年 5 月 30 日	市から様式は提示しませんので、任意様式により提出してください。
68	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 第 13 条第 1 項	乙は、業務実施に当たり、第三者の土地、建物等に立入る場合は、あらかじめ立入目的を告げ承諾を	令和 7 年 6 月 6 日	事故、災害等の対応のため、やむを得ず第三者の土地、建物等に立ち入ることが必要となった場合を想定した記載

			得て、立入らなければならない。 また、必要な範囲を越え立ち入ってはならない。とありますが、あらかじめ立入目的を告げ承諾を得て、立入らなければならない施設をご掲示頂けますでしょうか。		であり、通常の実務業務の範囲では、第三者に承諾を得て立ち入るような施設等はありません。
69	令和 7 年 5 月 30 日	仕様書 別表 1	不可抗力(天災等)によるものについて雷害についてもリスク分担は甲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	お見込みのとおりです。
70	令和 7 年 5 月 30 日	実施要領 6 の(4)の②のキ	参加申込書の添付書類「総括責任者及び副総括責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）」について、雇用保険被保険者証は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 6 月 6 日	雇用関係が分かる書類であれば問題ありません。